



児童手当の手続きはお早めに

子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)22202

児童手当を受給するには、請求者の申請が必要です。原則として、公務員は職場で、公務員以外の人は子育て支援課または西部支所で手続きを行ってください。



忘れずに
手続きしてね!

次のような場合は15日以内に 手続きが必要です

- ・受給者が菊陽町に転入した場合
- ・受給者が公務員ではなくなった場合
- ・新たに児童の養育をするようになった場合
- ※児童手当は、申請手続きをした翌月から受給することができます。里帰り出産などで、住所地以外の市町村に出生届出をした場合、住

所地の市町村で児童手当の手続きが遅れることがあります。その場合、さかのぼって受給はできませんのでご注意ください。

次のような場合もすみやかに 手続きが必要です

- ・受給者が町外へ転出した場合（転入先の市町村でも、認定請求の手続きが必要です）
- ・児童を養育しなくなった場合
- ・児童が死亡した場合
- ・受給者が公務員になった場合
- ・町内で転居した場合
- ・受給者または児童の氏名を変更した場合
- ・児童と別居するようになった場合
- ・受取口座を変更したい場合（受給者名義の口座に限ります）
- それぞれの場において、必要な書類があります。詳しくは問い合わせ先までお尋ねください。



病後児保育連絡票が必要になります

子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)22202



必ず
持参してね!

4月1日から、病後児保育室「こあら」「ゆーかり」の利用の際に、

病後児保育連絡票が必要になります。利用するときは、医師の診察後、医師から病後児保育連絡票に必要事項を記入してもらい持参してください。病後児保育連絡票は、設置場所配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

■連絡票設置場所 子育て支援課、各病後児保育室、町内各医院



「電話で『お金』詐欺」にご注意を

大津警察署 ☎(294)0110

「電話で『お金』詐欺」に 名称変更

熊本県警では、令和2年1月から「振り込め詐欺」を「電話で『お金』詐欺」という名称にしています。オレオレ詐欺や架空料金請求詐欺などが後を絶ちません。被害に遭わないよう、「電話」で「お金」の話が出たら詐欺と疑って、家族や警察に相談してください。



町民課窓口の混雑予想

春は、卒業、入学、就職、転勤など新生活に伴う異動手続きが増加する時期です。特に3月下旬～4月上旬は、転入や転出、入学手続きに必要な証明書などの交付で窓口が大変混雑します。下記の窓口の混雑予想カレンダーを参考にいただき、時間に余裕をもってお越しください。

■窓口混雑予想カレンダー 非常混雑 混雑 やや混雑

3月							4月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
16	17	18	19	20	21	22 日曜開庁 (証明書のみ)			1	2	3	4	5 日曜開庁 (証明書のみ)
23	24	25	26	27	28	29 日曜開庁 (証明書のみ)	6	7	8	9	10	11	12 日曜開庁 (証明書のみ)
30	31						13	14	15	16	17	18	19 日曜開庁 (証明書のみ)

- 注意事項
- ・混雑状況は、時間帯によって異なります。
 - ・手続きの内容によっては、順番が前後することがあります。
 - ・事前に必要な書類をお問い合わせいただくと待ち時間などの短縮になります。
 - 日曜開庁(役場本庁のみ) ※証明書の発行のみ
毎週日曜日の午前9時～午後1時に住民票の写しなど

- の証明書を交付しています。(ただし、交付できる証明書は限定されます。詳しくは問い合わせください)
- コンビニ交付
マイナンバーカード(写真・電子証明付き)をお持ちの方は、コンビニエンスストアなどで証明書の交付を受けることができますので、ご利用ください。
 - 問い合わせ
町民課 ☎(232)4914

生ごみ処理機の購入に補助をしています

町は電動式生ごみ処理機や生ごみ処理容器を購入した人に補助をしています。

電動式生ごみ処理機設置事業補助金

- 補助金額
購入代金(消費税込み)の2分の1
限度額3万円(100円未満切り捨て)
- 対象要件
 - ・1世帯当たり1台。耐用年数は5年以上(購入後5年を経過した買い換えは可)
 - ・町内に居住している一般家庭のみ
- 申請手続き
購入後、6カ月以内に環境生活課で申請手続き
- 必要なもの
 - ・補助金申請書(申請者は購入者)
 - ・領収書(写し)
 - ・保証書(写し)
 - ・構造・機能が確認できるもの(取扱説明書など)
 - ・印鑑(認め印可)
 - ・申請者名義の口座が確認できるもの

生ごみ処理容器設置事業補助金

- 補助金額
購入代金(消費税込み)の2分の1
1基につき限度額5千円(100円未満切り捨て)
- 対象要件
 - ・1世帯当たり2基。耐用年数は5年以上(購入後5年を経過した買い換えは可)
 - ・町内に居住している一般家庭のみ
- 申請手続き
指定店に印鑑(認め印可)を持参し、委任申請してください。指定店が申請できるかどうかを環境生活課で確認した後、受付をするため、役場開庁時間内に手続きを行ってください。
- 指定店
ハンズマン菊陽店 ☎(232)5525
- 問い合わせ
環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114